1 2月に改正食品リサイク

法が施行されます。

等 命令が 等 生利用等を義務付けています。 しては、主務大臣の勧告・公表・ 主務大臣の指導・助言があります。 さらに、 業者 告 Ō を 今 回、 0 実施率目標値の見直しや定期 ۲ され 度 層促進するため、 を履行しない事業者に対 IJ 食品リサイクル法が12月 あり、罰則も適用されます。 ン以上排出する事業者に対 の 食品循環資源の再生利用 います。 創設などが盛り込まれ 食品廃棄物等を年間1 クル法は、 食品循環資源の 再生利用 食品関連 再

増加

ポ

1

ン

1

 $\overline{}$

Α

 $\overline{}$

ことが必要です。

全加

盟者

「分をまとめて報告する

合(ただし、

条件付)、本部は、

ンの場

フランチャイズチェーンる義務付けがなされます。

再生利用等の実績などを報告す

度、6月末までに、

主務大臣に

する食品関連事業者には、

毎 年

物等を年間1

0

۲

ン以上排出

平成21

年度から、

食品廃

基準実施率 =

業、内陸水運業、公食品製造、加工、食品製造、加工、食品関連事業者 *、結婚式場業、 沿海旅客海運 上、卸売、小売

80

%

以

上

持

向 上

源の

収集運搬について、

一般

不要となります。

棄物に係る収集運搬業の許

可 が廃

認定を受けた場合、

食品循環

資

50

80%

%以

未上

%

満

20

50%

%以

未上

2

%

ループ)を作成し、主務大臣の者が使用する計画(リサイクル農畜水産物等を、食品関連事業肥飼料等を利用して生産された・ 食品循環資源から製造された・

満

実 前

施车度

の

基準

ン増

ト加ポ

五

食品循環資源から製造され リサイクルループの認定

1

改正 のポ イント

準実施率を計算する。 本は、平成19年度再生利 利用等実施率(実績)とする。 の場合は、20%として基 の場合は、20%として基 である。

業者が対象です) き目標値 (全ての食品関連事 食品関連事業者が達成す

目標 食品関連事業者ごとの発生抑制

の実施率目標

業種別の再生利用等

先の参考とし

て 下

さい

とおりです。リサイクルの委託内の登録再生利用事業者は次の食品リサイクル法に基づく都

参考】登録再生利用事業者

業種別に達成されること

平成24年度までに、

事 業者名

所在地

方 利 再 法 用 生

が見込まれる再生利用等

回らなけれ! 準発生原単: ません。 務大臣が定める業 目標年度までに主 発生原単位 業態ごとの基 ば位 を下 な が 1) 発生量 発生原単位 = 売上高・製造数量等

実施率の

目標を次の

よう

オ (株)

ア

ル

ラ

3~3~2

島

化飼

料

定めてい

ま

र्ने

㈱ 太

誠

産

業

3 江 ⁵ 東 1 区

0 新砂

化肥料

1

8

れます。等を分析し、設定さ等を分析し、設定される定期報告結果平成21年度から行いのは目標値は、

食品

小

売業

45

%

(株)

Ш

正

2 ^墨田区東墨

Ш

化油

脂

食

産

業

40

%

ナバ

ジィ

ĺż

(株) エ

3~4~4

4 南

ンメ

化タ

島

業者の内容を更新し

T

おります。

食品卸売業

70

%

油㈱

脂ァ

2 墨田区東墨

1 🖽

化油

脂

6

ズマ

食品製造業

85

%

等実施率目標 連事業者ごと の再生利用

位等 \equiv

再生利用等の優先順

りません。基準実施率が 基準実施率を上回らなくては業者ごとに設定された当年度 実施率が、 食 品 関連事業者の 毎年度、 食品関連事 再生利用等 (O な

び

油脂製品、

メタン、

料(優先)、肥料、油脂及

発生抑制、

再生利用(飼

uryo/kankyou.htm

http://www.maff.go.jp/sogo_shok

水産省HPをご覧ください。

は次のとおりになります。

再生利用等の優先順位

改正法

につ

L١

て、

詳

Ü

くは、

農林

再生利用等実施率 =

当年度の発生抑制実施量 牛利用実施量 + 熱回収の実施量×0.95 +減量実施量

+ 発牛量

四

定期報告の義務付け

だし、

条件付)、

減量

剤、エタノール)、 熱回収(た化して製造される燃料及び還元

当年度の発生抑制の実施量

前年度の基準実施率 + 前年度基準

実施率に応じた増加ポイント(A)